

第1 総括

1 管内の概況

(1) 管内の状況

青森県の中央を南北に貫く八甲田連峰の東側から太平洋に至るまで丘陵地が広がっている。

当部の管内は、この丘陵地を中心とした東西約45km、南北約80kmの地域で、総面積は2,055㎏と県全体の約21%に当たり、県内6地域県民局地域健康福祉部の中で最大の広さを有している。

管内の気候は、北部を除くと積雪は比較的少ないものの、6月から9月にかけて太平洋から冷たい偏東風（ヤマセ）が吹き付け、冷害の要因となっていることが特色として挙げられる。

また、十和田湖及び奥入瀬川周辺の地域は国立公園に指定され、丘陵地域には小川原湖をはじめ多くの湖沼、河川を有し、希少な動植物等の豊かな自然環境にも恵まれている。

(2) 管内地図

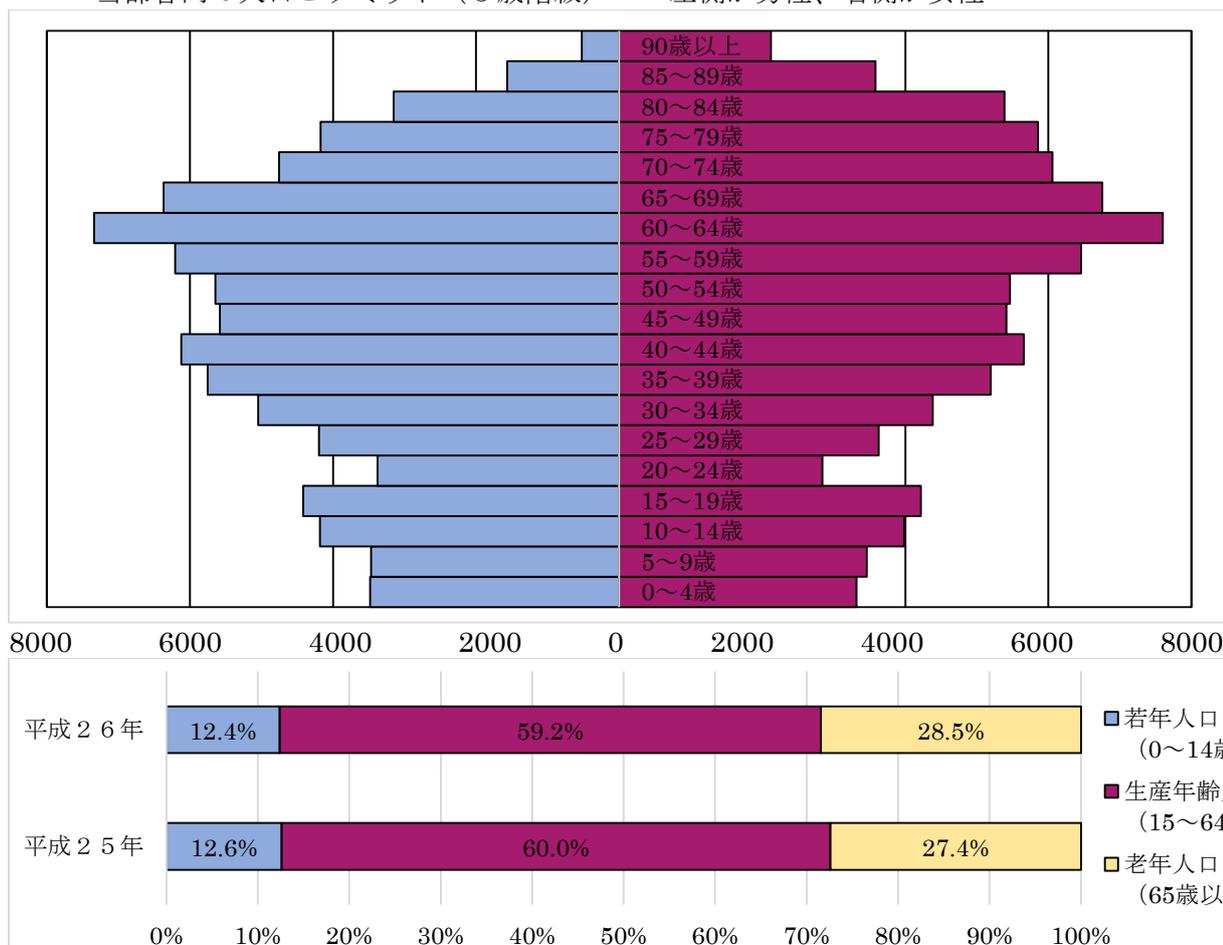


(3) 市町村別面積、人口及び人口密度

市町村名	人口(人)			3区分別人口(H26.10.1)			世帯数 H26.10.1	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	H25.10.1 現在	H26.10.1 現在	増減	若年人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)			
十和田市	64,487	63,959	▲528	7,614	38,018	18,195	25,932	725.67	88.14
三沢市	40,472	40,055	▲417	5,888	24,961	8,995	16,607	119.87	334.15
野辺地町	13,820	13,542	▲278	1,461	7,569	4,449	5,799	81.68	165.79
七戸町	15,867	15,622	▲245	1,666	8,424	5,530	5,668	337.23	46.32
六戸町	10,436	10,523	87	1,336	6,014	3,165	3,632	83.89	125.44
横浜町	4,683	4,562	▲121	486	2,508	1,566	1,892	126.38	36.10
東北町	18,380	18,101	▲279	2,090	9,983	6,015	6,148	326.50	55.44
六ヶ所村	10,937	10,840	▲97	1,357	7,067	2,379	4,910	252.68	42.90
管内合計	179,082	177,204	▲1,878	21,898	104,544	50,294	70,588	2053.88	86.28

- 1 人口・3区分人口及び世帯数は、平成26年10月1日現在の「青森県人口移動統計調査」より引用
なお、人口には県内市町村間移動者数を含んでいないため、3区分人口の合計とは一致しない
- 2 面積は、平成26年10月1日現在の国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より引用
- 3 人口密度は表中の人口を面積で除したものの

当部管内の人口ピラミッド（5歳階級） 左側が男性、右側が女性



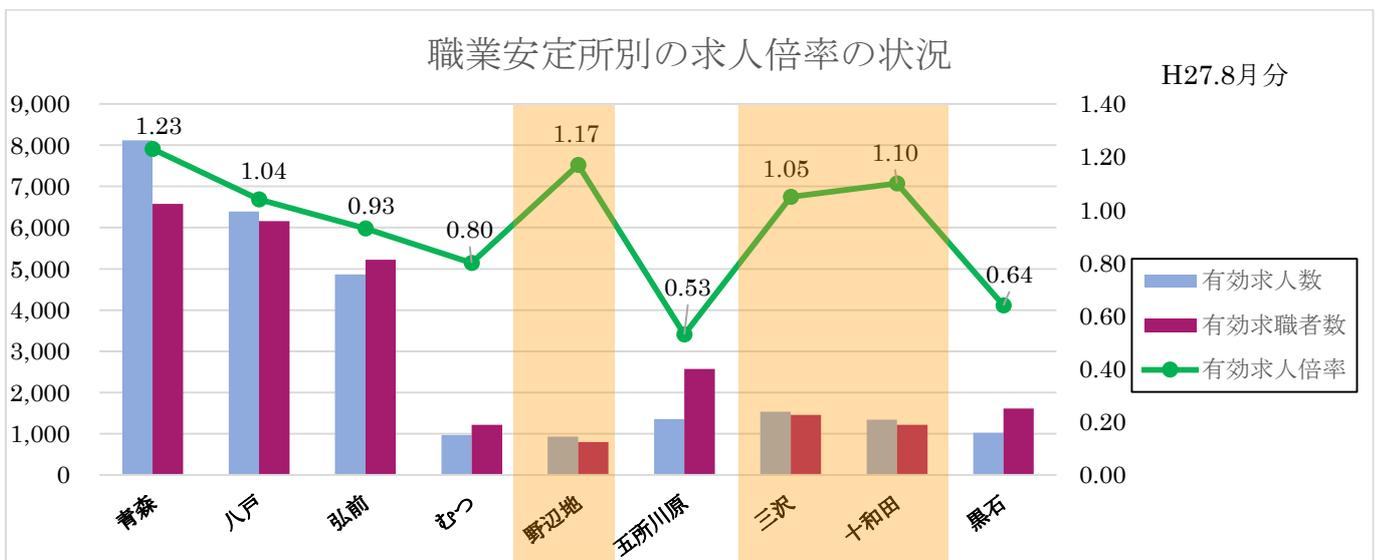
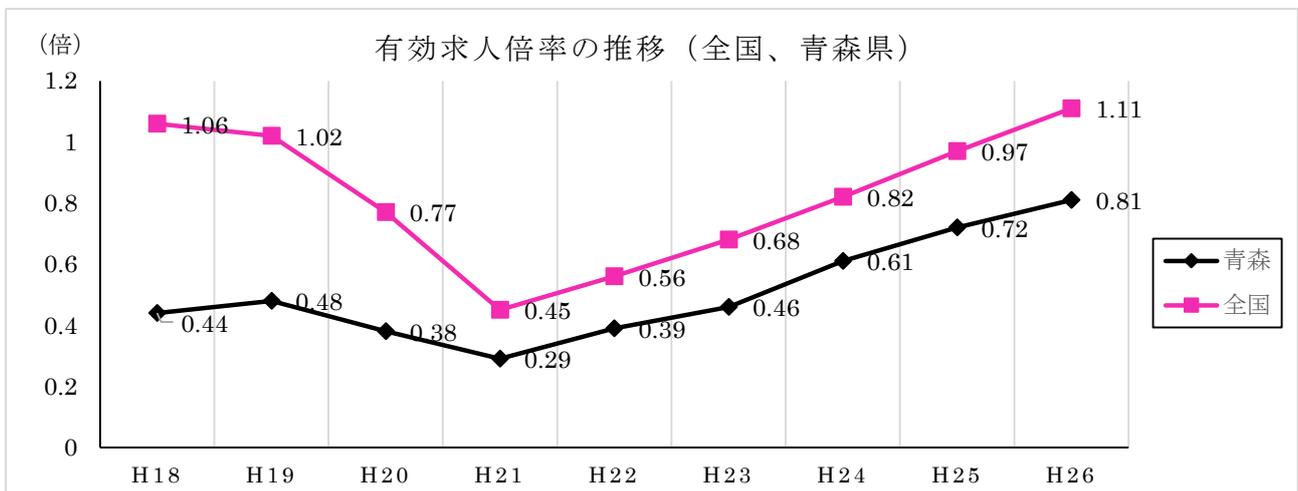
「平成26年青森県人口移動統計調査」より（同年10月1日現在）

(4) 上十三地域の人口1人当たり市町村民所得

	1人当たり市町村民所得 (千円)	県平均に対する比 (%)
十和田市	2, 2 2 8	9 2 . 0
三沢市	2, 4 2 6	1 0 0 . 2
野辺地町	2, 1 9 1	9 0 . 5
七戸町	2, 0 9 1	8 6 . 3
六戸町	2, 2 3 2	9 2 . 2
横浜町	2, 0 1 3	8 3 . 1
東北町	2, 0 4 1	8 4 . 3
六ヶ所村	1 3, 6 7 1	5 6 4 . 5
上十三地域	2, 8 9 3	1 1 9 . 4
青森県	2, 4 2 2	—

平成24年度 市町村民経済計算より

(5) 上十三地域の有効求人倍率



青森労働局「労働安定業務統計」より

2 沿革

(1)～(3)は平成14年4月1日、十和田保健所、三沢保健所、上北地方福祉事務所、八戸児童相談所七戸支所が上北地方健康福祉こどもセンターに統合となる前の各部の沿革

(1) 旧保健総室(上十三保健所)

- 昭和22年 7月 1日 七戸保健所設置。(七戸町役場の一部)
管轄区域5町11村(野辺地町、七戸町、三本木町、百石町、大三沢町、浦野館村、甲地村、六ヶ所村、天間林村、十和田村、大深内村、藤坂村、四和村、下田村、六戸村、横浜村)
- 昭和27年 5月 1日 三本木保健所設置。(上北郡三本木町大字三本木字南金崎官地)
管轄区域3町5村(三本木町、大三沢町、百石町、十和田村、藤坂村、四和村、六戸村、下田村)
- 昭和29年 3月 1日 三本木保健所大三沢支所設置。(大三沢町役場西部支所の一部を借用。)
- 昭和33年 9月 1日 大三沢町が三沢市となる。
- 昭和33年11月21日 三本木保健所が十和田保健所に、大三沢支所が十和田保健所三沢支所に改称。
- 昭和35年 8月 十和田保健所及び十和田保健所三沢支所は型別再編成によりR4型となる(注)。管轄地域2市3町1村(十和田市、三沢市、百石町、十和田湖町、六戸町、下田村)
- 昭和37年 4月 1日 保健所の機構改正により保健婦係新設。
- 昭和40年 1月 1日 十和田保健所三沢支所は昇格し、新保健所法(昭和22年9月5日法律第101号)に基づく三沢保健所として発足する。十和田保健所は十和田市、十和田湖町、六戸町を管轄、三沢保健所は三沢市、百石町、下田村を管轄。
- 昭和40年 3月 2日 十和田保健所R5型となる。(注)
- 昭和41年 7月 2日 十和田保健所L5型となる。(注)
- 昭和44年 8月13日 現在地が市有地から県有地となり、敷地番は十和田市西二番町55の4に変更(住所は十和田市西二番町10の15)
- 昭和47年 4月 1日 青森県行政組織規則の改正により、保健所は総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課の四課制となる。
- 昭和49年 3月30日 七戸保健所庁舎移転。(七戸町蛇坂57の27)管轄区域5町2村(野辺地町、七戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)
- 昭和50年 9月22日 十和田保健所が同一敷地内に新築移転。
- 昭和57年 4月 1日 十和田保健所L4型となる。(注)
- 平成 元年11月 1日 十和田保健所上十三地域保健医療推進協議会を設置。
- 平成 4年 4月 1日 青森県行政組織規則の改正により、保健所は総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課の四課制となる。

(注)かつて保健所は、U型(都市型)、R型(農山漁村型)、L型(人口希薄地域型)に大別されていた。

- 平成 9年 4月 1日 保健所の再編成により、七戸保健所が廃止、十和田保健所の管轄区域は1市5町1村となる。(十和田市、七戸町、十和田湖町、六戸町、上北町、東北町、天間林村) また、三沢保健所の管轄区域は1市2町1村(三沢市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村) となり、県行政組織規則等の一部改正により、百石町及び下田町は八戸保健所の管轄区域となる。
- 平成14年 4月 1日 旧十和田保健所及び旧三沢保健所は統合し、上十三保健所と改称。

(2) 旧福祉総室(上北地方福祉事務所)

- 昭和26年10月 1日 社会福祉事務所設置に関する条例(昭和26年9月19日青森県条例第62号)により、上北社会福祉事務所として二課制(庶務、福祉)で開設する。(七戸町字七戸48の3上北地方事務所庁舎)
管轄区域は5町11村(野辺地町、七戸町、三本木町、百石町、大三沢町、横浜村、浦野館村、甲地村、四和村、大深内村、藤坂村、天間林村、六戸村、六ヶ所村、十和田村、下田村)
- 昭和29年 5月 1日 県条例7号により、上北地方福祉事務所と改称する。
- 昭和30年 2月 1日 三本木町、大深内村、藤坂村、四和村が合併し、三本木市となる。(後に十和田市と改称)(管内管轄地域は4町8村)
- 昭和33年 9月 1日 大三沢町が三沢市となる。(管内管轄地域は3町8村)
その後、十和田村、六戸村、横浜村、浦野館村、甲地村、下田村が町制を施行し、管内管轄地域は次の9町2村となる。
野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、下田町、天間林村、六ヶ所村
- 昭和39年 4月 1日 三課制(庶務、保護、福祉)に組織替する。
- 昭和43年 5月 1日 十勝沖地震による破損が著しく入居不可能となり、以後三度の庁舎移転をする。
- 昭和44年 4月 1日 二課制(総務、保護)に組織替する。
- 昭和48年 4月 1日 三課制(総務、保護、福祉)に組織替する。
- 昭和53年 4月 1日 新福祉事務所構想により六法総合担当制に移行し、四課制(総務、福祉第一、福祉第二、福祉第三)となる。
- 平成 3年 4月 1日 現庁舎新築により現在地に移転する。(七戸町字蛇坂55の1)
- 平成 5年 4月 1日 平成2年6月の福祉関連8法改正に伴う福祉事務所の組織改正により、四課制(総務、福祉調整、福祉推進第一、福祉推進第二)となる。
- 平成 9年 4月 1日 県行政組織規則等の一部改正により、百石町及び下田町が三戸地方福祉事務所の所管となる。管内管轄地域は7町2村(野辺地町、七戸町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)

(3) 旧子ども相談総室(七戸児童相談所)

- 平成12年 4月 1日 八戸児童相談所七戸支所として七戸合同庁舎内に設置される。管轄区域2市7町2村(十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、天間林村、六ヶ所村)

(4) 上北地方健康福祉こどもセンター

平成14年 4月 1日 県行政機構の一部改正により、上北地方健康福祉こどもセンターが開設され、総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部が設置される。上十三保健所、上北地方福祉事務所、七戸児童相談所は上北地方健康福祉こどもセンター併置となる。

ア 総務企画室が設置され、センターの庶務事務、企画を担当する。

イ 保健部の保健予防課及び生活衛生課は旧十和田保健所庁舎に、健康増進課は旧三沢保健所庁舎に配置となる。

十和田保健所及び三沢保健所は統合し、上十三保健所と改称する。

ウ 福祉部は福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課の三課体制となる。

エ こども相談部はこども相談第一課、こども相談第二課の二課体制となる。

八戸児童相談所七戸支所は七戸児童相談所と格上げになる。

平成15年 4月 1日 (福祉部) 組織改正により福祉推進課が生活保護単法制となる。

平成16年 4月 1日 (福祉部) 組織改正により福祉推進課が保護課となる。

平成17年 1月 1日 十和田市と十和田湖町が合併し十和田市となる。

平成17年 3月31日 七戸町と天間林村が合併し七戸町となる。東北町と上北町が合併し東北町となる。

平成18年 3月31日 (保健部) 行政改革により三沢庁舎が廃止される。

平成18年 4月 1日 (保健部) 健康増進課が十和田庁舎に配置となる。

平成19年 3月31日 組織改正により上北地方健康福祉こどもセンターが廃止となる。

(5) 上北地域県民局 地域健康福祉部

平成19年 4月 1日 組織改正により、上北地域県民局地域健康福祉部が開設され、企画調整室、保健総室、福祉総室、こども相談総室が設置される。上十三保健所、上北地方福祉事務所、七戸児童相談所は上北地域県民局地域健康福祉部併置となる。

ア 企画調整室は部の庶務事務、企画を担当する。

イ 保健総室は指導予防課、生活衛生課、健康増進課の三課体制となる。

ウ 福祉総室は福祉調整課、保護課の二課体制となる。

エ こども相談総室は二課体制から、障害・地域支援と養護・非行等支援の二グループ制となる。

平成20年 4月 1日 組織改正により、企画調整室は廃止、福祉総室とこども相談総室が統合されて、福祉こども総室となる。

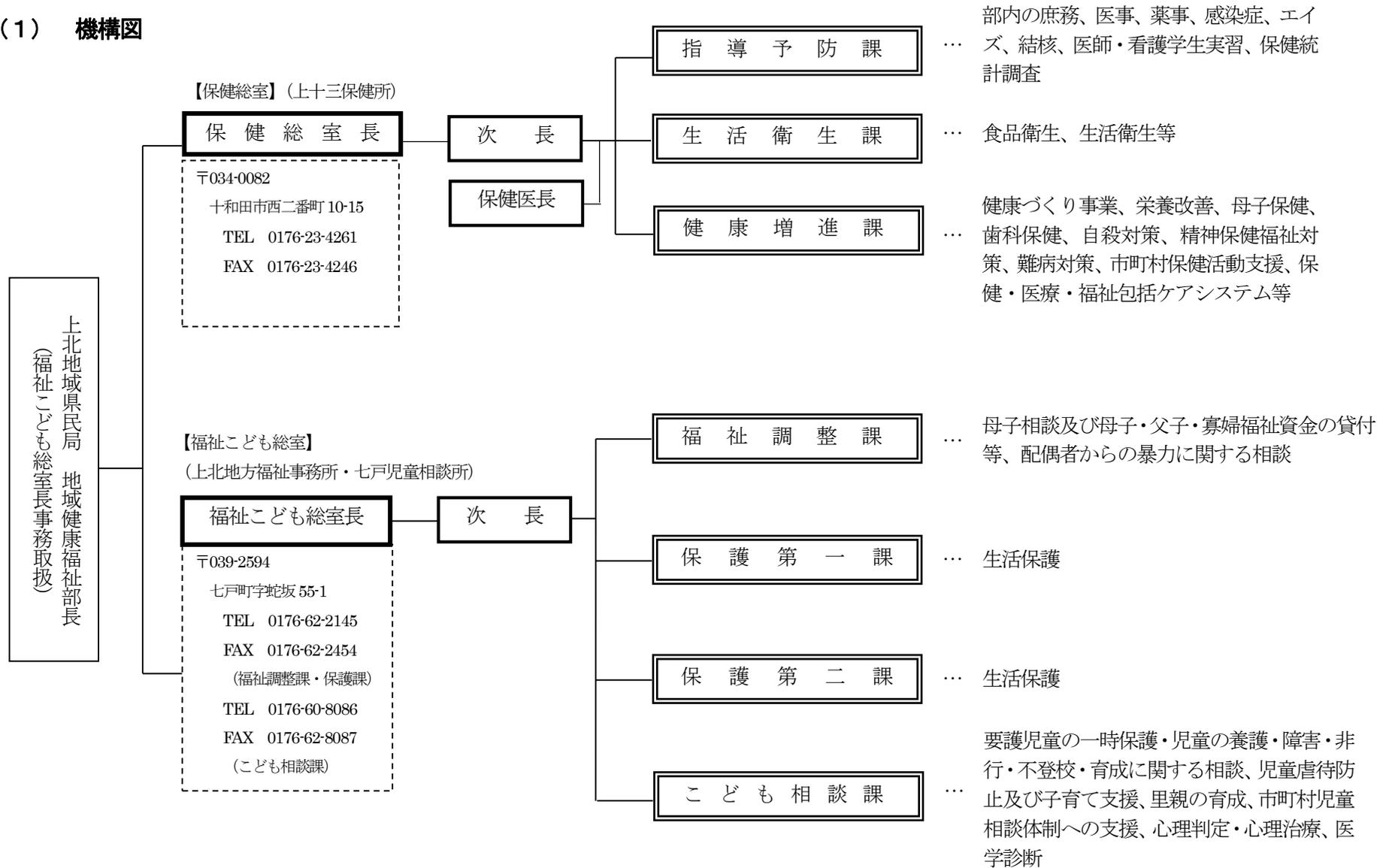
ア 部の庶務事務、企画は保健総室指導予防課が担当する。

イ 福祉こども総室は福祉調整課、保護課、こども相談課の三課体制となる。

平成26年 4月 1日 組織改正により、福祉こども総室は福祉調整課、保護第一課、保護第二課、こども相談課の四課体制となる。

3 機構図と分掌事務

(1) 機構図



(2) 分掌事務

保健総室

指導予防課

- 1 部内の庶務に関する事。
- 2 青森県保健医療計画に関する事。
- 3 健康危機管理に関する事。
- 4 感染症予防に関する事。
- 5 結核予防に関する事。
- 6 医務関係施設の許認可及び監視指導に関する事。
- 7 薬務関係施設の許認可及び監視指導に関する事。
- 8 人口動態、保健統計調査に関する事。
- 9 地域保健関係者研修・医師臨床研修・看護学生研修等に関する事。

生活衛生課

- 1 食品営業関係施設の許認可・登録及び監視指導に関する事。
- 2 食中毒防止、不良食品対策に関する事。
- 3 対EU輸出ホタテ貝サンプリング事業に関する事。
- 4 生活衛生営業施設等の許認可及び検査確認等に関する事。
- 5 特定建築物衛生対策に関する事。
- 6 飲料水の衛生対策に関する事。
- 7 温泉及び化製場等に関する事。

健康増進課

- 1 健康づくり（健康あおもり21・圏域計画）の推進に関する事。
- 2 栄養改善対策の推進に関する事。
- 3 母子保健対策の推進に関する事。
- 4 歯科保健の推進に関する事。
- 5 精神保健福祉対策の推進に関する事。
- 6 難病対策の推進に関する事。
- 7 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関する事。
- 8 保健師・栄養士の人材育成に関する事。
- 9 市町村の保健福祉事業への支援に関する事。
- 10 地区組織の育成（食生活改善推進員、保健協力員等）に関する事。

福祉こども総室

福祉調整課

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事。
- 2 民生委員・児童委員に関する事。
- 3 配偶者からの暴力防止に関する事。
- 4 災害（人的被害、住家・非住家被害、社会福祉施設被害）及び災害に関する部内取りまとめに関する事。
- 5 日本赤十字事業に関する事。

保護第一課及び保護第二課

- 1 生活保護に関する事。
野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

こども相談課

- 1 児童の養護（虐待を含む）・保健・障害・非行・育成等に係る相談、調査、指導及び措置に関する事。
- 2 1歳6か月児・3歳児事後指導に関する事。
- 3 児童環境づくり支援事業に関する事。
- 4 市町村要保護児童対策地域協議会支援に関する事。
- 5 子ども虐待防止対策事業に関する事。
- 6 心理判定・心理治療に関する事。
- 7 医学診断及び指導に関する事。
- 8 社会福祉統計に関する事。
- 9 里親会の育成指導に関する事。
- 10 電話相談に関する事。
- 11 虐待ホットラインに関する事。

(3) 各総室課別・職種別職員数

(平成27年4月1日現在)

内部組織	職 種	医師	一般事務	児童福祉司	ワーカー ケース	児童心理司	獣医師	薬剤師	保健師	管理栄養士	診療放射線 技師	生活改良 普及員	運転技能員	非常勤職員	合計			
保健総室	部 長		1															
	総室長	(1)														1		
	次長		1													1		
	保健医長	(1)														1		
	指導予防課	課長							1								1	
		主任専門員		3						1							4	
		技師							2			1					3	
		専門員		1													1	
		技能技師												2			2	
		臨時事務手													1		1	
		非常勤事務員													1		1	
		小計	0	4	0	0	0	0	3	2	0	1	0	2	2		14	
	生活衛生課	課長						1									1	
		主任専門員						2									2	
		技師						2	1				1				4	
		小計	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0		8	
	健康増進課	課長								1							1	
		主任専門員								1							1	
		技師		2						1							3	
		非常勤事務員		1						1							1	
		小計	0	3	0	0	0	0	0	8	1	0	0	0	2		14	
		小計	0	8	0	0	0	6	4	10	1	1	1	2	4		39	
	福祉こども総室	総室長		(1)													1	
		次長		1													1	
		福祉調整課	総括主幹		1													1
			主幹		1													1
			主事		2													2
			非常勤事務員														1	1
			婦人相談員														1	1
			母子自立支援員														1	1
		小計	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		7	
		保護第一課	総括主幹				1											1
			主幹				2											2
			主事				2											2
			主事				5											5
			生活保護受給者														1	1
		小計	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1		11	
		保護第二課	総括主幹				1											1
			主幹				1											1
主幹専門員						1											1	
主事						3											3	
主事						5											5	
医療扶助相談・指導員															1	1		
小計		0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1		12		
こども相談課		総括主幹		1													1	
	主幹			2												2		
	主幹専門員			1												1		
	主事					2										2		
	主事		1	2												3		
小計	0	2	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0		9			
小計	0	8	5	21	2	0	0	0	0	0	0	0	5		41			
地域健康福祉部総数	(2)	16	5	21	2	6	4	10	1	1	1	2	9		80			

※ 保健総室長は中南地域県民局地域健康福祉部長（弘前保健所長）本務、県医師確保対策監及び当所を兼務（表中(1)として再掲）

※ 保健医長は三八地域県民局地域健康福祉部保健総室（八戸保健所）保健医長本務（表中(1)として再掲）

4 平成27年度上北地域県民局地域健康福祉部運営方針

(1) 部基本方針

住民が健康で安心して暮らせる社会づくりのために、保健総室・福祉こども総室の連携を強化し、保健・医療・福祉サービス総合的・一体的な提供を図るため、次のとおり運営する。

ア 保健総室では、地域保健法の基本方針の趣旨を踏まえ、健康危機管理の強化、健康増進法に基づく健康づくりの推進、保健医療福祉が緊密に連携した包括ケアシステム提供体制の強化を図るとともに、食品衛生法等関係法令に基づく食品衛生、生活衛生関係施設に対する監視指導及び自主衛生管理の促進を図る。

イ 福祉こども総室では、福祉関係各法業務の適正な実施を図るため、関係機関との連携強化に努めるほか、市町村における福祉サービス業務の実施体制の整備等への積極的な支援を行い、地域福祉の向上に努める。

また、複雑多様化する児童相談に迅速かつ適切に対応し、地域における児童虐待未然防止活動や要保護児童地域対策協議会等への支援のさらなる充実・強化を図る。

(2) 各総室重点目標及び具体的事項

(保健総室)

ア 重点目標

- (ア) 健康づくりの推進
- (イ) 保健医療福祉が連携した包括ケアの推進
- (ウ) 食の安全の確保及び生活衛生の推進
- (エ) 健康危機管理体制の強化

イ 具体的事項

- (ア) 健康づくりの推進
 - a 喫煙防止の推進
 - b 肥満・生活習慣病予防対策の推進
 - c 自殺総合対策の推進
 - d 難病患者の在宅療養支援の充実
 - e 安心して出産子育てができる体制づくりの推進
 - f 障害者の自立支援
- (イ) 保健医療福祉が連携した包括ケアの推進
 - 青森県保健医療計画に基づき、「がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患の5疾病、救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療の5事業及び在宅医療」に係る保健医療福祉連携を推進する。
- (ウ) 食の安全の確保及び生活衛生の推進
 - a 適正な食品表示の推進
 - b 食品衛生・生活衛生関係施設に対する監視指導の実施による自主衛生管理の促進
 - c 飲料水の衛生を確保するための管理指導の実施
 - d 食品及び生活衛生に係る知識向上のための事業実施
- (エ) 健康危機管理体制の構築
 - a 健康危機発生 of 早期探知
 - b 健康危機管理体制の構築
 - c 結核などの感染症対策における地域連携の推進

(福祉こども総室)

ア 組織目標

- (ア) 遅滞のない福祉サービスの提供
- (イ) 生活保護（変更）申請等に対する迅速な初動調査の実施
- (ウ) 児童相談業務における実施体制の強化
- (エ) 収入未済の解消に向けた取り組みの強化

イ 取組方針

- (ア) 遅滞のない福祉サービスの提供
各種申請や届出等について速やかに対応する。
- (イ) 生活保護（変更）申請等に対する迅速な初動調査の実施
生活保護申請については、申請後3日以内に法第29条による資産調査を実施、1週間以内に初回面接を実施する。
保護変更申請、請求書については、受理後1週間以内に調査を実施する。
- (ウ) 児童相談業務における実施体制の強化
虐待通告における48時間以内の児童の安全確認の厳守。
虐待通告は即日、その他の相談についても1週間以内に受理会議を開催し、当面の調査・診断の方針を決定し、速やかな調査の実施により今後の方針等を決定していく。
- (エ) 収入未済の解消に向けた取り組みの強化
収入未済対策会議を定期的で開催し、滞納者個々の滞納原因を把握の上、納入指導方法等の検討により納入指導を実施し、母子寡婦福祉資金償還金等の収入未済の解消を図る。

5 平成27年度 健康相談等日程表

場所	種 類	対 象 (内 容)	受付時間	実施曜日	27年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年	2月	3月
					4月								1月			
上 十 三 保 健 所	結核診査協議会	結核患者の就業制限及び 医療費公費負担申請書の 審議	15:30~16:30	第 2 水	8	13	10	8	12	9	14	11	※2	13	10	9
				第 4 水	22	27	24	22	26	※30	28	25	※16	27	24	23
	結核接触者健診	結 核 患 者 接 触 者	9:00~11:00	第 1 火	7	※12	2	7	4	1	6	※10	1	5	2	1
				第 3 火	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	15
	H I V (エイズ) に関する相談	希 望 者	13:00~14:00	第 1 火	7	※12	2	7	4	1	6	※10	1	5	2	1
				第 3 火	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	15
	B型及びC型肝炎 検査	県内市町村に住所を有し、 過去に検査を受けた ことがない希望者	13:00~14:00	第 1 火	7	※12	2	7	4	1	6	※10	1	5	2	1
				第 3 火	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	15
	療 育 相 談	発達が心配な乳幼児	初めてのの方は 10:30~11:00 2回目以降 の方は 9:30~10:30	指 定 月 (第 4 水)	22	27	24	22	26	※30	28	25	※16	27	24	※16
女性健康相談	思春期から更年期に至る女性	10:00~10:30	第 3 火	※21	19	16	※21	18	15	20	17	15	19	16	15	
精神保健福祉相談	精神・神経・飲酒等の相談	13:00~14:00	第 3 水	15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	16	

(保健総室)

- ※印は、「実施日」が祝祭日である等の事情により、「実施曜日」以外の日になっています。
- H I V (エイズ)、B型及びC型肝炎検査、精神保健関係のご相談は、予約をしてご利用ください。

